

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

タイトル番号 : 0065

書名 : 追遠録

1冊

追遠録



2891

追遠錄序

今茲二月戊申寔丁哉

祥壽公二百年諱景興叔藩臣北村子採撰追錄
其奇蹟徠踐散落于諸家小史者釐為小冊示予
曰當時



神祖撥亂反正肱股羽翼佐命禦侮之臣不為鮮
矣然而公之勇武猶且無出其右者也是以天下顯
稱其勇武之名而希傳其仁智之實也故後世編
史者輒稱赫赫之勇武而未及稱洋洋之仁智也此
不無遺憾焉耳矣概然發憤揭書數條以徵其仁

52935

智焉乎担卷嘆曰君子哉此村氏之子能成
先君之義可謂勅矣厥切傳哉夫子不曰乎仁者必
有勇追惟公若無仁智之實而唯勇武之名則
當其撥亂及正之日何得出其功臣之若予小阜
川隆景有識人之鑒亦嘗稱譽公曰公於
神祖其輔弼之器實細川賴之以後一人也當世既
稱之具有仁智之實可以徵焉公之勇武原仁智
令距其也二百年湯、列產皆功臣之裔也然而
公之孫子猶且在具右惡嘗不絕榮盛爰備豈唯
勇武之餘烈而然乎是必原仁智之遺澤也

公素天縱之器也其在戰國則以勇武為杆禦之臣治
平則以仁智為宰輔之臣必矣與彼所謂禹稷顏子
易地則皆然者同矣慎終追遠臣子所職此村子之意
具在斯歟其在斯歟題之以追遠錄云爾

寬政十三年辛酉歲春二月

彦根郎 飯田忠哲 謹撰

追遠録

抑

直改君

御法名祥壽院殿清涼ハ
泰安大居士トナリ

東照宮御創業補助乃重臣にして孫子所謂智信
仁勇嚴のふれ御徳令く留るるを信ひしを信り
ハ云らるるを信りしを信りしを信りしを信りしを
の。血をたれ憂ある。僅小御曹武経論なるもその秘し
もらして御仁智の地小信れさせ信ひしを信りしを
いてぬらむ御曹武の信を信ひしを信りしを信りしを
人小信れを信ひしを信りしを信りしを信りしを信りしを

らひし是れを御書に記し御成道の場給の事既に諸
書に詳しむるべし

一行と云ふは孔子を許し給ふはと云ふは御書に記す
是れを御書に記す

東照宮に下と平らに治るべきに當り浪静しと云
の民共ふふの御剣業を輔給し給ひし御書に記す

才一ふと云ふは御仁徳を御書に記す
居給ふは御書に記す

一東照宮御書に記す
大細言忠長卿と云ふ御書に記す

台徳の御書に記す

御書に記す
崇源院様御書に記す

御書に記す
御書に記す

東照宮に記す
御書に記す

給ひし御書に記す
御書に記す

外より記す
御書に記す

家變の如く悪き環境をてつとぬべきは、
くぬくに後しきれば、
事の外に、
悪き路を善として、
此身小境にて、
の善悪成るれば、
身は善とせんと、
斗りて、
ふと、
成る、

村口にて、
人の言入、
急いで、
一升、
尾、
お、
お、

此、

世君神國系才一守言少を在せしもの明くかす志ら
神行も又ぬす此方相濟とも申せりて
台神公公神基附も何そ可も心志海へ入し
泰家君をあり相行の澄少を奉さる給ひし
乃方多しぬ神器量にほと之を奉りし
一此君公康息し神振舞をとりしと又えさ武
証編事集成小し

慶長元年丙申閏七月十日夜子刻に幾内大
地震し依見え城申敷壞す翌十日予
神君依見え申城小少言多吉公神家親者

禁裏に御使を被せられ給へり
公可心し其るやと共小歩行して上京し
天機と仰ふるしと神君と号に歩行して
上京し給ふ時は神君と申家人のこも多き
上し扈從多き小等し指後友の歳の過りし
家人も神君の御神と引り既小に幾内
是秀吉公と代名給へり其時小可て歌し
然る神君一度顧み給ふるも多言公久し
多歩行して大少言多と給し帯し給ふる
逆者にもせ給へり多しと神君不渡る別

御子に携へられ既小二三歩にあふ時頭より辞退し
一歩も依て彼刀を升伊直致し流るる然して秀吉
公は逆名追ひ馳着ぬ秀吉の本多忠勝を呼て宣く
徳川殿天下の名將にして平示の働り多き吾も
志有るる吾取前刀と汝も持多んと跡是汝壯
年より忠臣勇士此名も依て名経よ 徳川殿刀
を世致し汝も汝も齒かやむいふんか
若我と云ひ給ふ忠経亦角して是と謝を云
一此君が此御行仕温かにして謙讓の御徳在しとると
又えに云されりも其時それと二りを言台定免らる禮ハ

水火をさけ給ふに彼兵書小いへ始へ處女の如く終りハ
脱免れおとしといふ言者やふふおんしすしり免庚子
の乱り

台徳公ハ中山道より甲斐判給ひし以上四政おさへられ給ひ
買ヶ京の軍敗れて後 御上着遊されぬ

東照公御機極秘の事多し御家内も多し
と柳宗式アサ柳原政於信流て流るる御中平ら
小るらと給ぬわけをその事と層御譜小記と云

此種の軍れ芳をも度んと侍従世政中務少柳忠
徳原政とよに一夜酒れし遊ひしに世政原政に會

て押し以夜知ぬりよと意きて諒免争ひしに依て押
父子の中平らかに渡を給ふる家と云はれ此為の二に
阿らに凡世の爲す下の爲らて侍れハ少阿るも勅も
切事もま利ぬと云をねまれといひし阿康政も心
とけ小見えし小中務少輔是を聞て西政の争ふ小
心なる由福ありされと云ふも福ふ心得ぬ中一阿
初康政云ひし事厚まいあると云康政爲て何事
ふ不阿れ通らんと云右様和庵の火庵小阿ると諒
免中多し力此位渡も云信り故るに從ひしこと
心積ぬ家も三人の中右 徳川殿少事者阿ら

と天下し人少く免されぬ事夫右て此道小康政
の諒も中さん事大方はさし中人を侍しいものを
ると和庵先諒して一日の内小太田の味政敗て疾く
御供してハ上りぬもさ云阿らんにえたといは海道
の合戦は合を給るにとも 大庵の御衆色や阿は
と云うん阿らにさらえ又和庵の身を捨て諒免争
ふに及ぶふしや云ふも何れと云は康政答
ふるにといふて三人一同お打殺い殺されぬ
さをも諒ふらるる

思ふもやんと云ふ阿らねと云ふ阿らねしるる

一御容息なるをさるおとしほしりるるは其よりい侍
へはり京河六波羅密寺に御影堂所侍従者と林香
ふきえ此君の御少細戸と勤し何事と答ひいし人故
里を出家しはるに侍りる頃報息の為小建立りるとい
候ハ御容兒をもく覚へて又し侍り御本像をい道ま
し奉り来下り侍り候侍りに奉りて御し奉り志
加実なる人しき御婆女をおとし侍りし

一い侍り御年若く在りし時より大將の御番意侍
らる侍りしや三十一歳御自女二甲弱れ武田家こ
いし候は御家にあゆむ一篠山縣系上屋四子の侍り外

救ふれ勇士と力小附居し侍り一方の御大將にりると侍
り候甲冑旗標及諸軍器悉く赤きを利へり侍り

釣傘河村世に諸も武勇抜群の人ありては皆赤柳の
流を許さぬとしい侍りしに惣年赤色と許され侍
り候智勇ありいやと一いし候は赤きを侍りしと侍
り候赤と大なるり候と白流るれと侍り候赤とよりり候
り候れと侍り候もの侍りり候を云へり候り候侍
り候也此御所家人れ内小年輩武勇の人を多し侍り候

超越してい侍り御所若く侍り候も侍り候り候り候り候
おとし侍り候は其器小あり侍り候り候り候り候り候り候

おとし侍り候は其器小あり侍り候り候り候り候り候り候